

## 最近の懲戒処分の概要

(別添)

違反行為の種類		違反の内容	量定	事例
法 45 条	【1項】 故意による不真正税 務書類の作成	故意に、真正の事実と反する税務 書類を作成すること	6月以上2年以内の 税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止	粉飾決算を行うために意図的に過大に計上した未成工事支出金 を、黒字となった後続年分において取り崩すことにより、真正の 事実と反する申告書を作成した。
	【2項】 過失による不真正税 務書類の作成	相当の注意を怠り、真正の事実と 反する税務書類を作成すること（使 用人が不正行為を行った場合におけ る使用者税理士の過失責任を含む）	戒告 又は 2年以内の 税理士業務の停止	使用人が長期にわたり行っていた不正行為について、取引に係 る請求書などの証ひょう書類の確認を行っていけば、その不正行 為を容易に把握できたにもかかわらず、これを怠った結果、真正 の事実と反する申告書を作成した。
法 37 条	自己脱税	自己の申告について、不正所得金額 等があること	2年以内の 税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止	自己の所得税及び消費税等の申告に当たり、収入金額と必要経 費の一部を除外することにより、不正に所得金額を圧縮して申告 した。
	多額かつ反職業倫理 的な自己申告漏れ	自己の申告について、申告漏れ所得 金額等が多額で、かつ、その内容が税 理士としての職業倫理に著しく反す るようなものであること	戒告 又は 2年以内の 税理士業務の停止	自己の所得税及び消費税等並びに自己主宰法人の法人税等の申 告について、連年、期限内に申告をしなかった。
	調査妨害	税務代理をする場合において、税務 職員の調査を妨げる行為をすること	2年以内の 税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止	関与先の税務調査において、調査担当者に対して代表者との面 接や本店事務所への立入りをさせない、調査担当者からの連絡に 正当な理由なく応じないなど調査を妨げる行為をした。
	業務け怠	委嘱された税理士業務について正 当な理由なく怠ること	戒告 又は 1年以内の 税理士業務の停止	自己の関与先から委嘱を受けていた申告書の作成について、正 当な理由なく申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対 して無申告加算税等の損害を与えた。
	停止中の税理士への 名義貸し	税理士業務停止期間中の税理士 に、税理士自身の名義を使用させる こと	2年以内の 税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止	税理士法に基づく懲戒処分により業務停止となっていた税理士 から依頼を受け、当該業務停止中の税理士が作成した申告書に、 自己の署名を行う名義貸し行為を行った。
法 37 条の 2	非税理士への 名義貸し	税理士でない者に、税理士自身の 名義を使用させること	2年以内の 税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止	税理士法人でない記帳代行法人が作成した申告書に対して、自 己の署名を行う名義貸し行為を行った。 ----- 記帳代行法人代表者（にせ税理士）を形式的に自らの従業員と することで、名義貸し行為と認定されないようにした。
法 46 条	業務停止処分 違反	税理士業務の停止の処分を受けた にもかかわらず、当該停止期間中に 税理士業務を行うこと	税理士業務の禁止	税理士業務の停止の処分を受けたにもかかわらず、当該停止期 間中において、申告書の作成を行った。


# 税理士法違反行為の未然防止に向けて

～名義貸し行為及び業務制限違反等に関する事例～

(税理士が主宰する会計法人を含む)



令和6年12月

 日本税理士会連合会

綱 紀 監 察 部

# 目 次

はじめに	1
名義貸し行為のポイントについて	2
名義貸し行為可否の指標フローチャート	3
主宰会計法人の適正な運営の指標フローチャート	4
【事例イメージ】	
○ 税理士事務所の使用人が税理士業務の補助業務に従事	
ケース 1. 税理士事務所の使用人が税理士業務の補助業務に従事する場合	5
○ 税理士事務所の使用人でない無資格者や会計法人による税理士業務への関与	
ケース 2. 無資格者や会計法人が作成した申告書等に税理士が署名し提出した場合	6
ケース 3. 無資格者や会計法人が作成した申告書等を基に税理士が 申告ソフトに入力・署名し代理送信した場合	7
ケース 4. 無資格者との雇用関係を偽装し、税理士の名義を利用させた場合	8
ケース 5. 所属税理士に指示し、無資格者作成の申告書等に署名させた場合	9
○ 会計法人の運営	
ケース 6. 納税者が、会計法人に税理士業務を依頼した場合	10
○ 会計法人の併設	
ケース 7. 会計法人の従業員が会計業務のみに従事している場合	11
ケース 8. 会計法人の従業員が税理士業務の補助業務にも従事した場合	12
○ 税理士事務所以外の場所において使用人等が行う税理士業務の補助業務	
ケース 9. テレワークに際しデータの一元管理が行われているなど適切に 監督されている場合	13
ケース 10. テレワークに際しデータの一元管理が行われていないなど適切に 監督されていない場合	14
おわりに	15
資料集（税理士法、税理士法基本通達及び〇〇税理士会綱紀規則）	16

## 凡例

本資料において用いている略語は、次のとおりである。

法……………税理士法

通達……………税理士法基本通達

規則……………〇〇税理士会綱紀規則（準則）

税理士事務所……………税理士事務所及び税理士法人

無資格者……………税理士資格を有しておらず、税理士事務所（税理士）と直接雇用関係が無く、  
その税理士の適切な監督下でない者

会計業務……………財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務

会計法人……………会計業務を行うことを目的とする法人

主宰会計法人……………税理士が主宰している会計法人

使用人等……………税理士と雇用関係にある使用人及び雇用関係は無いが支配権の及ぶ者を含む

使用人……………使用人等の内、税理士と雇用関係にある使用人のみを指す

## はじめに

税理士制度は、税務に関する専門家である税理士が、独立公正な立場から国民の負っている納税義務を適正に実現し、申告納税制度の円滑・適正な運営に資することを期待して設けられたものである。

このような税理士の公共的使命の重要性に鑑み、税理士業務（法第2条第1項）については、税理士の無償独占業務とされているところ、税理士が申告納税制度の理念に沿って納税義務者の適正な納税義務の実現を図ることが、税理士制度に対する国民の絶大な信頼を得ることに繋がるのである。

そうであるにもかかわらず、税理士が無資格者などの非税理士の行う、いわゆるにせ税理士行為の幫助となる名義貸し行為に手を染めることは、税理士自身が税理士制度及び申告納税制度を破壊するに等しい行為に他ならない。

また、法で規制されているものではないが、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務を行うことを目的とする法人として、いわゆる会計法人が存在する。会計法人が税理士業務を行うことは認められていないにも関わらず、税理士業務を受託し報酬を収受していた——などにより「税理士業務の制限」（法第52条）違反を指摘されるケースがある。さらには、会計法人が作成した申告書等に署名した税理士が名義貸し行為を指摘される事案も発生している。

名義貸し行為は、税理士自身の不正行為である一方、にせ税理士行為を幫助するといった二面性をもつことから、税理士制度の根幹に関わる問題であり、平成26年の法改正では「非税理士に対する名義貸し行為の禁止」（法第37条の2）が別条として新設された。また、罰則「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」（法第59条第1項第2号）も新設されている。

このような状況の下、当部では、どのような行為が税理士業務の制限違反となるのか、または非税理士に対する名義貸し行為となるのかを、税理士事務所（税理士）はもとより会計法人の運営方法及び使用人監督義務を含め、税理士法違反行為の未然防止を図る観点から具体的な事例を取り上げつつ、違反に該当するか否かの判断ポイントを解説している。

令和6年12月  
日本税理士会連合会  
綱紀監察部 部長 森 宏一

## 名義貸し行為のポイントについて

名義貸し行為とは、無資格者や会計法人が税務書類の作成を行うという明らかな違反行為に対し、それが表面上適法であるかのように装い、税理士が申告書等に署名するなどして自己の名義を利用させる行為である。

名義貸し行為の指標としては、

- ①税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接收受していない
- ②税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下でない
- ③税理士が自己の判断で税務書類を作成していない——場合などが挙げられる。

法第2条において税理士は「他人の求めに応じ」、税理士業務を行うものと規定し、ここでいう他人とは納税者（委嘱者）自身をいうものであることから、規則第10条第2項において「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」と規定されている。したがって、税理士が納税者本人以外の者から税理士業務の委嘱を受けることは、この規則に違反することとなる。

また、税理士が使用人を雇用して税理士業務の補助業務を行わせる場合は、法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の「税理士は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、使用人等を監督しなければならない。」という規定により、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下でのみ税理士業務の補助業務を行わせることができるとされているものである。ここでいう「監督」とは、法第41条の2に規定する使用人等の監督義務が適正に果たされていることをいい、使用人との雇用関係（雇用契約及び支配監督権等）の有無が名義貸し行為と判断するための一つとなる。

しかし、法第41条の2の使用人等に対する監督義務規定は、税理士法上の規定であるため、税理士が主宰する会計法人の従業員が税理士業務の補助業務に従事している場合、会計法人の主宰者である税理士の管理監督がなされていたとしても、会計法人は税理士事務所とは別人格の法人であり、税理士としての管理監督がなされたものではないため、会計法人が作成した申告書等に署名した税理士は名義貸し行為に該当する。

さらに、法第2条第1項第2号の税務書類の作成とは、税務書類を自己の判断に基づいて作成することをいうところ、無資格者が作成したものであっても税理士が検算等をして確認すれば申告書等へ署名しても問題無い——と誤認しているケースが見受けられる。

例えば、無資格者が作成した申告書等について、税理士がその申告書等に基づいて自ら使用している申告ソフト等を用いて電子署名し代理送信した場合であっても、あくまでも無資格者が作成したことに変わりなく、税理士が自己の判断に基づいて作成したこととはならないことから、名義貸し行為に該当する。

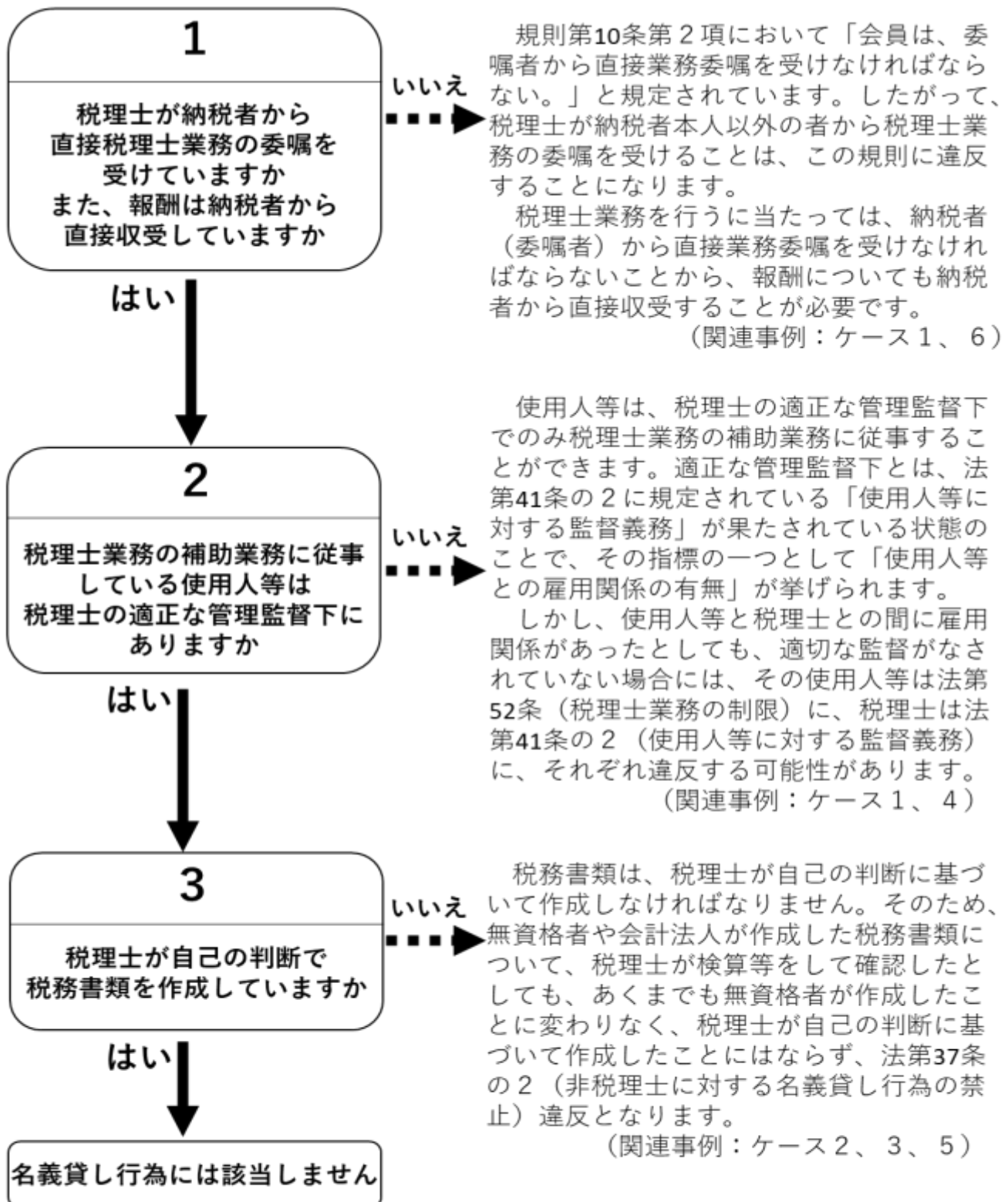
仮にその申告書等が、税理士が代表を務めている主宰会計法人の作成したものであっても、その会計法人は税理士事務所とは別人格の法人として業務を行っているものであって、税理士が自己の判断に基づいて申告書等を作成したことにはならない。

本資料は、上記指標を基に、税理士業務の制限違反及び名義貸し行為の可否について記載したものであるが、その際、雇用関係に基づく業務従事者の呼称を税理士事務所においては「使用人」、会計法人においては「従業員」として区分記載していることに留意願いたい。

※「使用人等」については、日税連業務対策部が令和5年3月に作成・公表している「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」を参考にされたい。

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/2303naibukiritsushishin.pdf>

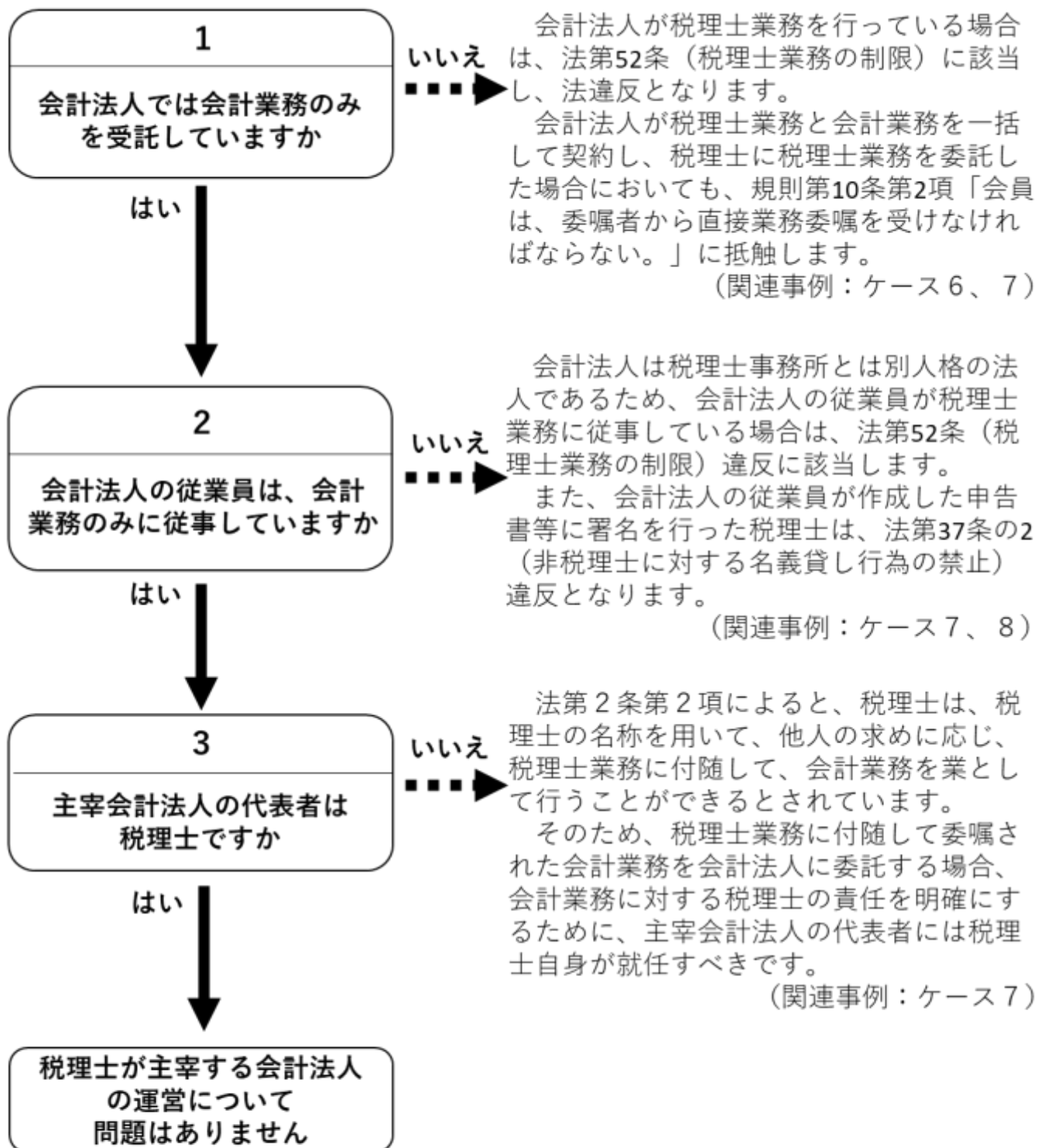
# 名義貸し行為可否の指標フローチャート



## ※名義貸し行為可否の指標フローチャートに関する留意事項

質問の回答が「いいえ」となる場合は、税理士法違反となる可能性が非常に高くなるため、解説文を参考に、名義貸し行為とならないようご注意ください。

# 主宰会計法人の適正な運営の指標フローチャート

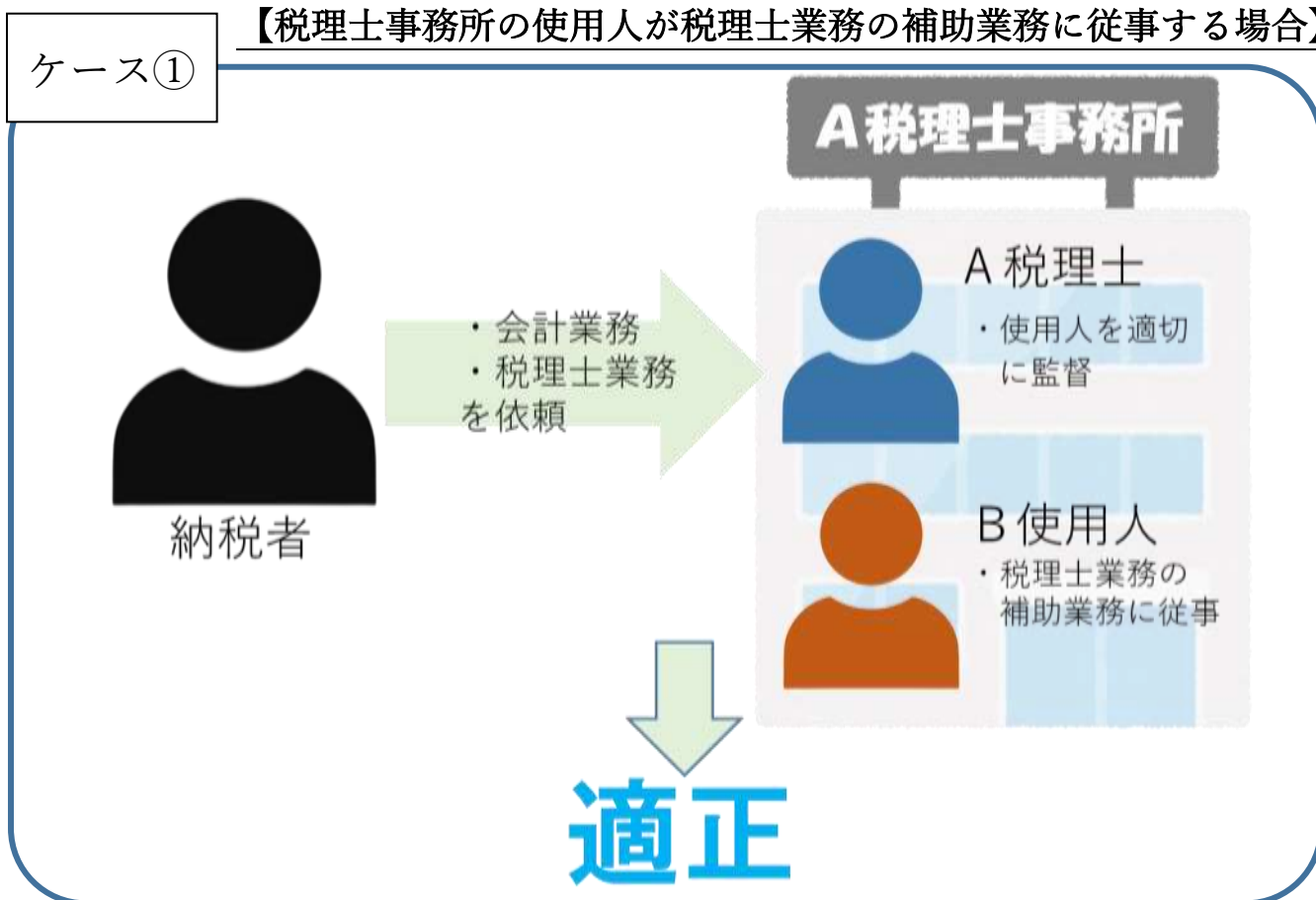


## ※税理士法人に併設される会計法人の留意事項

税理士法人の社員税理士には競争禁止（法第48条の14）が規定されており、税理士法人の定款の目的に会計業務を記載した場合、社員税理士は他の会計法人の取締役等に就任して会計業務を行うことができません。

## 名義貸し行為のポイント

### 【税理士事務所の使用人が税理士業務の補助業務に従事する場合】



#### 【概要】

税理士が納税者から会計業務及び税理士業務を直接受託し、税理士事務所の使用人が、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下で税理士業務の補助業務に従事する場合

#### 【解説】

A 税理士の適切な監督の下で、B 使用人が税理士業務の補助業務に従事しているため、適正である。ここでいう「監督」とは、法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）において、使用人等の監督が適正に果たされていることをいい、使用人との雇用関係の有無が名義貸し行為と判断するための一つとなる。

#### 【参考】

他人の求めに応じて業として行う税務書類の作成は「税理士業務」に該当する。税理士業務の適正な遂行のためには、税務書類を税理士が自己の判断に基づいて作成するか、使用人を雇用している場合には、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下で税理士業務の補助業務に従事させなければならない。

ただし、使用人等が作成した決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上で署名している場合でも、適切な監督が行われておらず、使用人等に任せきりになっていることで決算書類の作成過程や財務状況等を税理士自身が把握していないケースにおいては、名義貸しに該当するおそれがあることに留意する必要がある。

【無資格者や会計法人が作成した申告書等に税理士が署名し提出した場合】



【概要】

納税者から申告の依頼を受けた無資格者や会計法人が作成した申告書等に税理士が署名し提出した場合

【解説】

税務書類は、税理士が自己の判断に基づいて作成しなければならない。そのため、無資格者や会計法人が作成した税務書類について、税理士が検算等をして確認したとしても、あくまでも無資格者が作成したことに変わりなく、税理士が自己の判断に基づいて作成したことはないことから、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

これは使用人等が税理士の管理監督の下で、下書きした決算書類や申告書等を税理士が検算等確認の上、署名することとは意味が異なる。

なお、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者または会計法人は、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

【参考】

法第 37 条の 2 違反であることにより、法第 46 条（一般の懲戒）に規定する懲戒事由に該当することとなった場合には、2 年以内の税理士業務の停止または税理士業務の禁止の処分、また、罰則「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」（法第 59 条第 1 項第 2 号）が下される場合があることに留意されたい。

**【無資格者や会計法人が作成した申告書等を基に税理士が  
申告ソフトに入力・署名し代理送信した場合】**



**【概要】**

納税者から申告を依頼された無資格者や会計法人が作成した申告書等を基に、税理士が申告ソフトに入力・署名し代理送信した場合

**【解説】**

納税者と税理士との間に直接の依頼関係が無いにも関わらず無資格者や会計法人が作成した申告書等について、税理士がその申告書等に基づいて自ら使用している申告ソフトを用いて電子署名し代理送信した場合であっても、あくまでも無資格者が作成したことに変わりなく、税理士が自己の判断で作成したこととはならないことから、法第37条の2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

なお、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者または会計法人は、法第52条（税理士業務の制限）違反となる。

【無資格者との雇用関係を偽装し、税理士の名義を利用させた場合】

ケース④



【概要】

納税者から申告を依頼された無資格者が税理士との雇用関係を偽装し、税理士がその無資格者に対して自己の名義を利用させた場合

【解説】

無資格者が、税理士の使用人としての形式を整えたとしても、実態として税理士の管理・監督下に無いのであれば、実質的には使用人とは言えない。

したがって、税理士は無資格者に自己の名義を利用させたこととなり、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

また、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者は、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

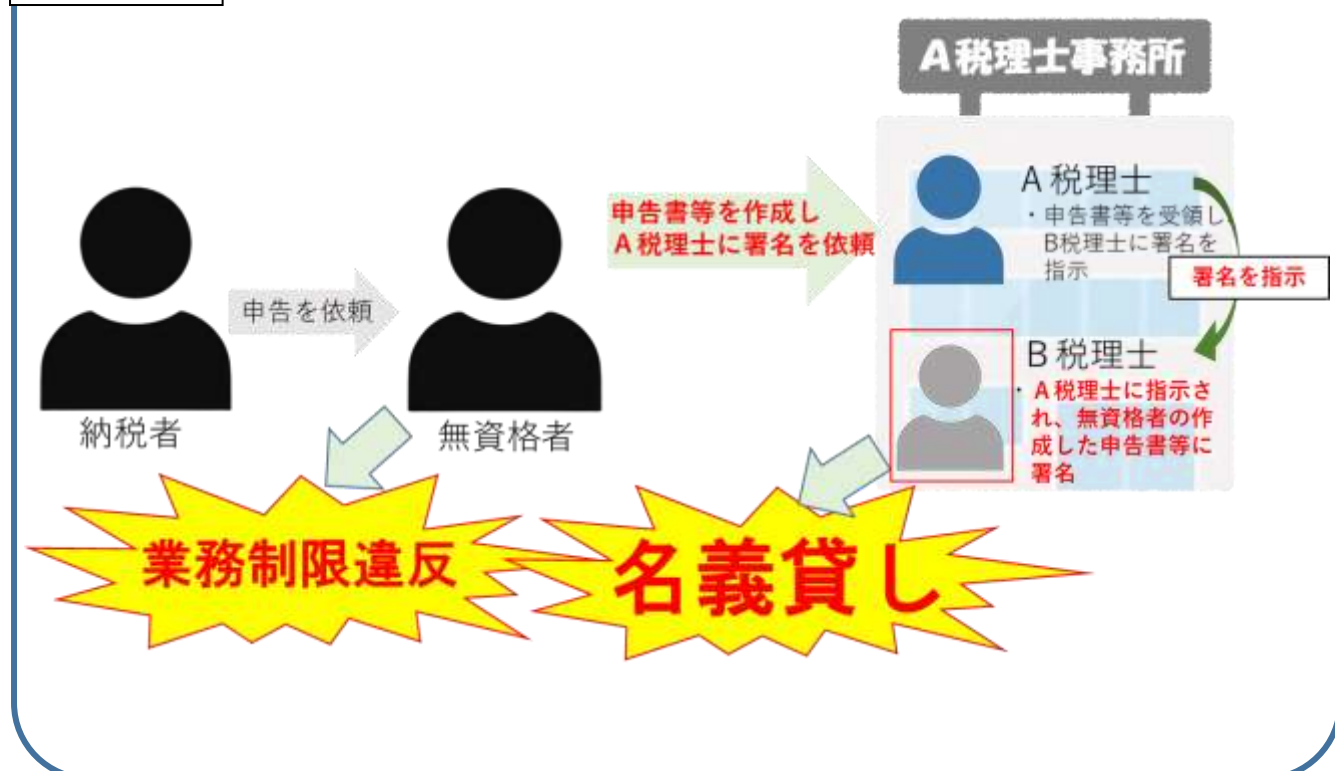
【参考】

税理士が税理士業務の補助業務を行わせるために使用人を雇用する場合、法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）に「税理士は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、使用人等を監督しなければならない。」という規定が設けられているため、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下でのみ税理士業務の補助業務を行わせることができるとされているものである。そして適切な監督が行われているかの指標の一つとして「使用人との雇用関係の有無」が挙げられ、これは名義貸し行為と判断するための一つとなる。

したがって、税理士と雇用関係があっても適切な監督がなされていない者が税理士業務に従事している場合は、その税理士業務の補助業務に従事している者は法第 52 条（税理士業務の制限）に、その税理士は法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）に、それぞれ違反する可能性がある。

【所属税理士に指示し、無資格者作成の申告書等に署名させた場合】

ケース⑤



【概要】

所属税理士が、その所属する税理士事務所の開業税理士に指示され、無資格者が作成した申告書等に署名した場合

【解説】

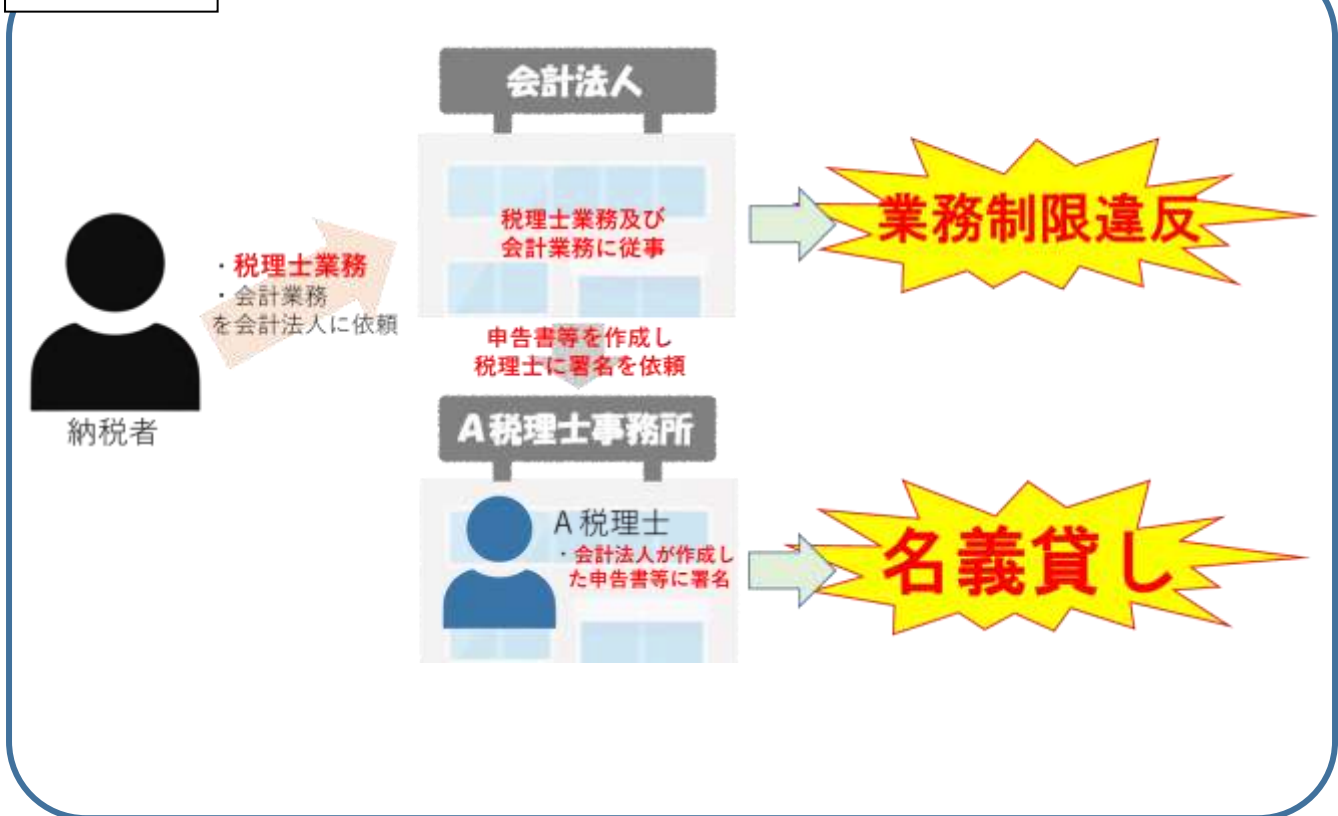
所属税理士であるBは、たとえA税理士の指示によるものであったとしても、無資格者の作成した申告書等に署名してはならず、B所属税理士の行為は、法第37条の2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

また、B所属税理士に指示をしたA税理士は、無資格者が作成した申告書等に自ら署名をしたわけではないが、B所属税理士に対して指示をして署名を行わせており、この行為は反職業倫理的な行為であることから、法第37条（信用失墜行為の禁止）に違反することとなる。

なお、税理士業務である申告書等の作成を行った無資格者は、法第52条（税理士業務の制限）違反となる。

## 【納税者が、会計法人に税理士業務を依頼した場合】

### ケース⑥



#### 【概要】

納税者が会計法人に税理士業務及び会計業務を依頼し、会計法人が作成した申告書等に税理士が署名した場合

#### 【解説】

税理士法人以外の法人は税理士が代表者であっても税理士業務を受託することはできないので、会計法人及びその従業員が作成した申告書等に税理士が署名した場合には、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

なお、会計法人及びその従業員が税理士業務を行っている場合には、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

また、税理士は、税理士業務に対する報酬を委嘱元である納税者から直接收受すべきであり、納税者以外の者から收受することは、名義貸し行為と判断される上で一つの要因となる。

#### 【参考】

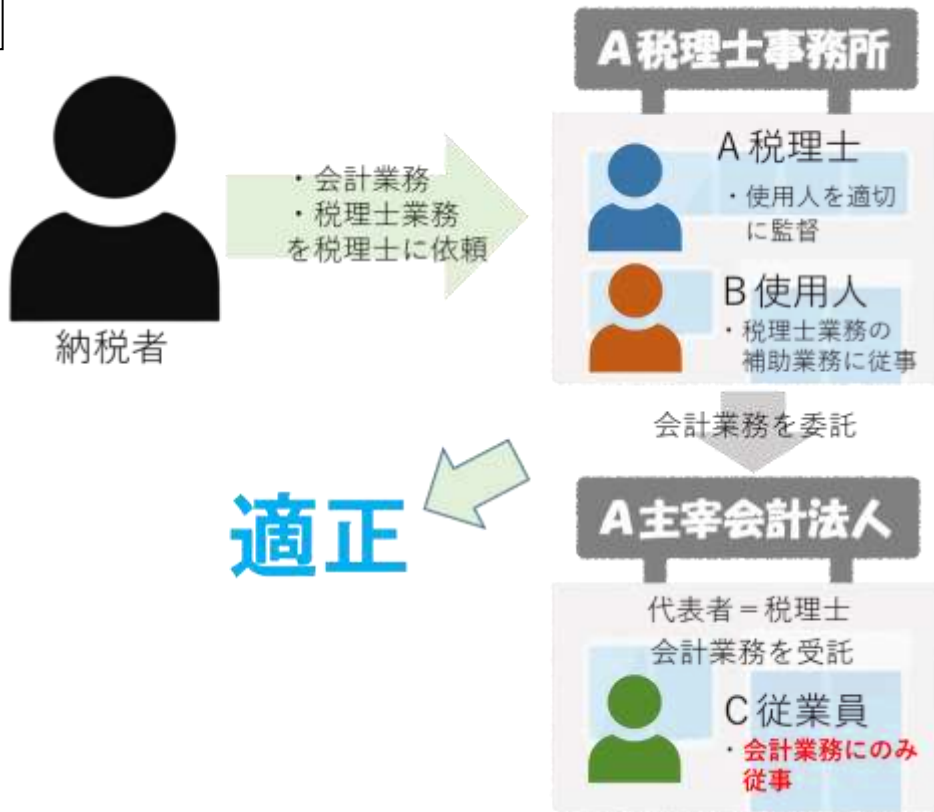
会計法人が、納税者との間で税理士業務及び会計業務を一括して契約し、税理士業務を税理士事務所へ委託する形態は、「会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。」とする規則第 10 条第 2 項（業務委嘱契約）に抵触することになる。

また、法第 39 条（会則を守る義務）にも違反することとなる。

したがって、会計業務を会計法人に行わせたい場合には、税理士業務と会計業務を税理士事務所で一括して契約した上で、会計業務を主宰会計法人へ委託する方式を採用すべきである。

ケース⑦

【会計法人の従業員が会計業務のみに従事している場合】



【概要】

会計法人が、税理士事務所から会計業務を受託し、会計法人の従業員が会計業務のみに従事している場合

【解説】

会計法人の C 従業員が明確に会計業務のみに従事しているため、適正である。

なお、会計法人の従業員が税理士業務の補助業務に従事している場合、会計法人は税理士事務所とは別人格の法人であるため、その従業員は税理士事務所と直接の雇用関係が無く、税理士としての管理監督がなされたものとはならないことに留意する必要がある。

【参考】

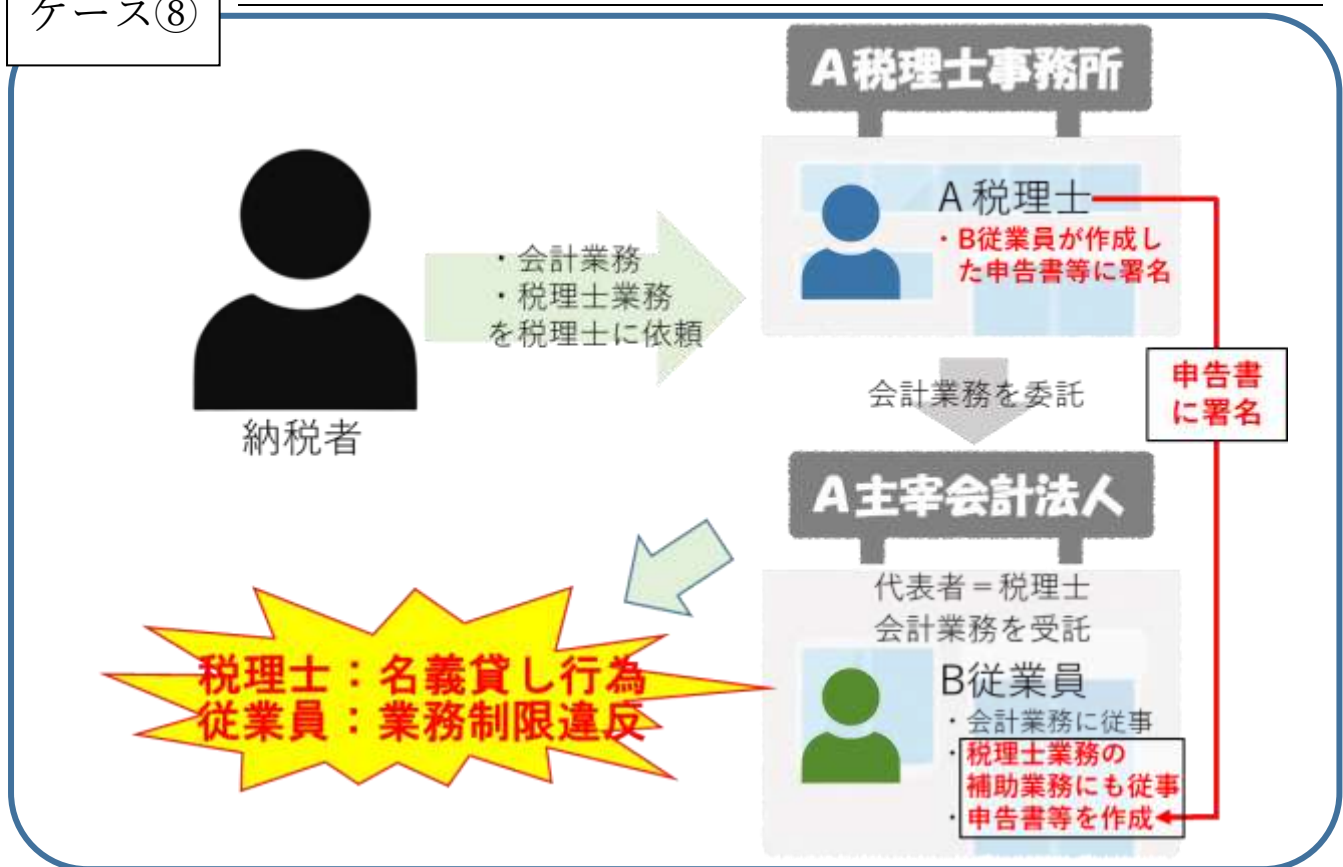
法第 2 条第 2 項では、税理士は、「税理士の名称を用いて」、「他人の求めに応じ」、「税理士業務に付随して」会計業務を行うことができるとされている。

そのため税理士の名称を用いて、税理士業務に付随して委嘱された会計業務を会計法人に委託する場合、委任契約や請負契約などに基づく責任が生じることを鑑みると、会計業務に対する税理士としての責任を明確にするために、主宰会計法人の代表者には税理士自身が就任すべきである。

また、会計法人の実質経営者が無資格者でその者の出資割合が多い場合、代表者に就任している税理士との間でトラブルが発生した際に、その税理士の解任が容易に行われ、実質経営者による会計法人を利用した税理士法違反につながりやすいという実態があることから、税理士が主宰する会計法人については、出資割合についても支配権の及ぶ範囲を考慮して税理士法違反が生じないよう留意願いたい。

ケース⑧

【会計法人の従業員が税理士業務の補助業務にも従事した場合】



【概要】

会計法人の従業員が、会計業務及び税理士業務の補助業務に従事して申告書等を作成し、税理士が署名した場合

【解説】

A 税理士は、自らが主宰する会計法人の B 従業員に申告書等を作成させているが、B 従業員は税理士事務所の使用人ではなく、税理士としての A の監督下にないため、B 従業員が作成した申告書等に署名を行った A 税理士の行為は、法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し行為の禁止）違反となる。

また、会計法人は税理士事務所とは別人格の法人であるため、会計法人の従業員が税理士業務の補助業務に従事している場合は、法第 52 条（税理士業務の制限）違反となる。

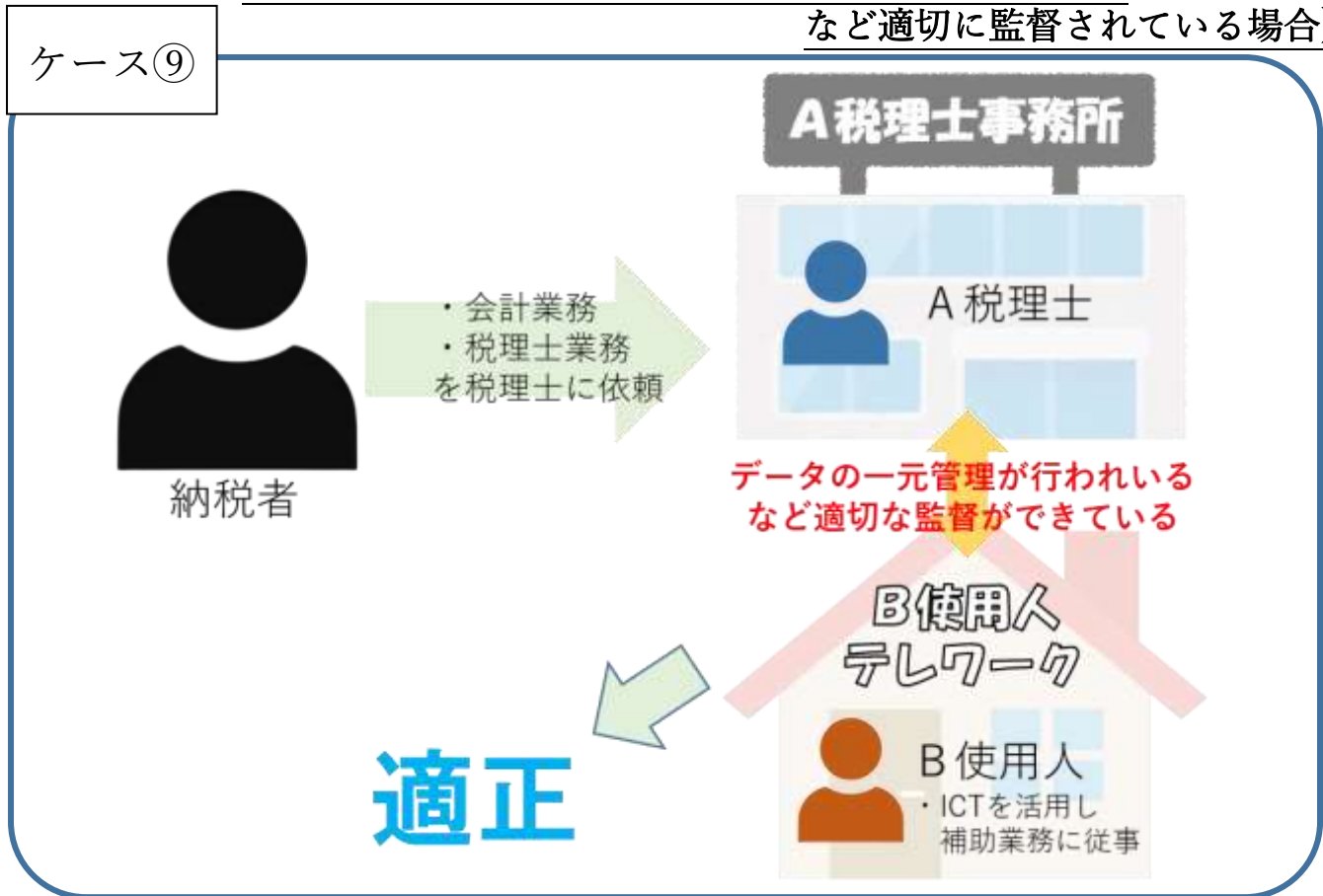
【参考】

税理士が使用人を雇用して税理士業務の補助業務を行わせる場合は、法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）に「税理士は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、使用人等を監督しなければならない。」という規定により、税理士の指示に従って、税理士の適切な監督の下でのみ税理士業務の補助業務を行わせることができるとされているものである。

税理士が主宰する会計法人であっても、税理士事務所とは別人格の法人として業務を行っているため、その会計法人の従業員が申告書等を作成した場合には、税理士が自己の判断に基づいて申告書を作成したことにはならない。

【テレワークに際しデータの一元管理が行われている  
など適切に監督されている場合】

ケース⑨



【概要】

テレワークに際し、事務所が有する様々なデータを一カ所に集約し、統一されたルールで管理するなど、データの一元管理を行い、税理士による使用人の適切な監督が行われている場合

【解説】

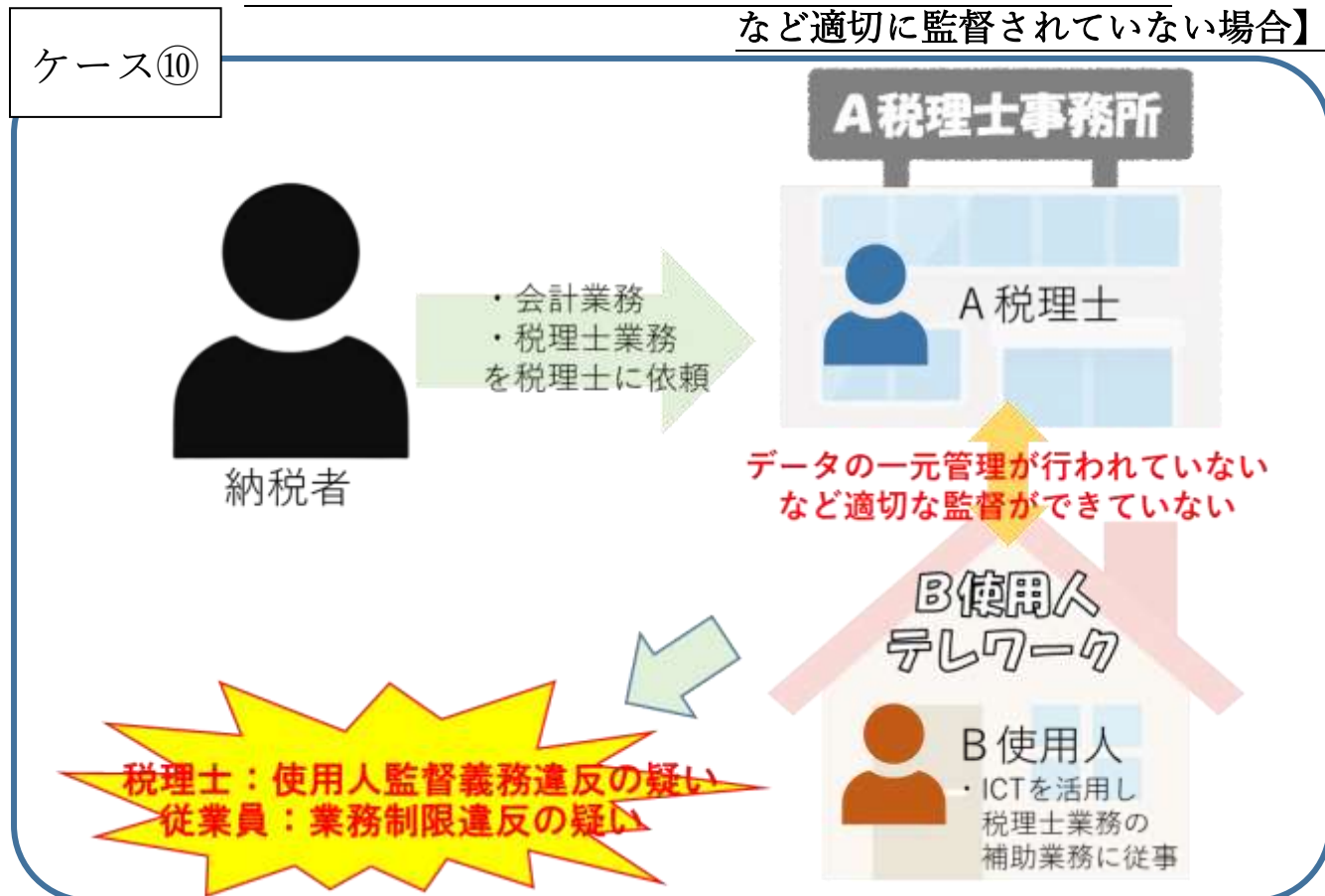
法第 41 条の 2 には「使用人等に対する監督義務」が規定されており、使用者である開業税理士及び税理士法人の社員税理士（使用者税理士）は、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう、所属税理士及び使用人その他の従業者に対し、適切な監督を行わなければならないと規定されている。

データの一元管理とは、例えば、使用人が行っている業務を税理士がいつでも確認できる状態にしておくこと、また、使用人が勝手に申告を行えないよう税務会計システムに制限をかけることなどが挙げられる。

【参考】

使用人監督義務については、税理士法基本通達 41 の 2-1 に具体的な記載があるため、そちらも参考にされたい。

【テレワークに際しデータの一元管理が行われていない  
など適切に監督されていない場合】



【概要】

テレワークに際しデータの一元管理が行われていないなど、適切に監督されていない場合

【解説】

使用人の適切な監督を行うためには、サーバ又またはクラウド等を利用するなど、データを一元管理することが望ましい。仮に税理士の適切な監督がなされていない状態で、税理士資格の無い使用人等が税理士業務を行ってしまうと、使用者であるA 税理士は法第41条の2（使用人等に対する監督義務）違反に、使用人は法第52条（税理士業務の制限）違反となる可能性がある。

法第41条の2違反であることにより、法第46条（一般の懲戒）に規定する懲戒事由に該当することとなった場合には、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分が下されることに留意されたい。

※税理士事務所（本拠）以外で業務を行う場合の留意事項については、日税連業務対策部が令和5年3月に作成・公表している「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」を参考にされたい。

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/2303naibukiritsushishin.pdf>

## おわりに

ここまで「名義貸し行為可否の指標フローチャート」並びに名義貸し行為及び税理士業務の制限違反を中心とした10の具体的な事例を取り上げることで、名義貸し行為とならないための指標として、

- ①税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受け、また、報酬を納税者から直接收受する
- ②税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下にある
- ③税理士が自己の判断で税務書類を作成する

———が必要であると示してきた。

中でもケース②及び③については、無資格者等が作成した申告書等に税理士が署名をすることに関して、あたかも適正であるかのように無資格者等から説明を受け、その発言を鵜呑みにした結果、名義貸しに手を染めることになってしまったという事例が少なからず生じていることから、自らの行為が名義貸しに該当しないかを再確認願いたい。

さらにケース⑥については、先代の税理士が亡くなったことを受けて使用人や家族などが会計法人を立ち上げ、当該会計法人で税理士業務を受託し報酬を収受しているというケースが見受けられる。

また、主宰会計法人についても、その運営方法によっては名義貸し行為及びその他の法令違反となるおそれがあることから、適切な運営を行うための注意点及び留意事項を「主宰会計法人の適正な運営の指標フローチャート」により示している。

名義貸し行為に該当するか否か及び会計法人の運営方法が適切か否かについて簡易的に判定を行うことができるため、ぜひ一度フローチャートを用いてのチェックを行っていただきたい。

本事例集では取り上げられなかったが、財務大臣による懲戒処分を受けたことにより業務停止中である税理士や、税理士業務を禁止され税理士登録を抹消されている元税理士に名義を貸与した場合であっても、名義貸し行為として懲戒処分の対象となることに留意する必要がある。

さらに言えば、令和4年法改正により通達が見直され、税理士事務所から離れた場所において使用人が行う業務については、ケース9及び10で示したように、サーバやクラウド等を用いたデータの一元管理などによる使用人の適切な監督が要請されることとなった。今後は使用人の適切な監督が一層重要になると考えられることから、この点についても特段の配慮が必要になってくるであろう。

名義貸し行為等の違反行為は決して他人事ではなく、会員自身の問題であると自覚し、自らの行為が名義貸しに該当しないかという意識と良識ある判断に基づき、将来にわたって名義貸し行為の起こらぬよう、税理士事務所及び主宰会計法人の運営に配慮していただきたい。

## ○資料集

### 税理士法（抜粋）

（税理士の使命）

**第一条** 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

**第二条** 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
- 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
- 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（署名の義務）

**第三十三条** 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名しなければならない。

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

**第三十七条** 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

**第三十七条の二** 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

（会則を守る義務）

**第三十九条** 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

(使用人等に対する監督義務)

**第四十一条の二** 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(懲戒の種類)

**第四十四条** 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

(脱税相談等をした場合の懲戒)

**第四十五条** 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

- 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

**第四十六条** 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

(社員の競業の禁止)

**第四十八条の十四** 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。

- 2 税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定する。

(業務の執行方法)

**第四十八条の十五** 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(税理士業務の制限)

**第五十二条** 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

(名称の使用制限)

**第五十三条** 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

- 2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
- 4 前三項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

**第五十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 税理士となる資格を有しない者が、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたとき。
- 二 第三十七条の二(第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 三 第三十八条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の規定に違反したとき。
- 四 第五十二条の規定に違反したとき。

- 2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

## 税理士法基本通達（抜粋）

### 第 41 条の 2《使用人等に対する監督義務》関係

（使用人等に対する監督義務）

41 の 2-1 税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

## 〇〇税理士会綱紀規則（準則）（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この規則は、会則第〇〇条の規定に基づき、会員の品位保持及び使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）の監督に関し、必要な事項を定める。

（会則等の遵守）

**第2条** 会員は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）の会則並びに本会の会則、規則及び細則（以下「会則等」という。）を誠実に守らなければならない。

（使命及び職責の遂行）

**第3条** 会員は、税理士法（以下「法」という。）第1条に規定する税理士の使命の重要性を認識し、その職責を遂行するため、高潔な人格の陶冶と円満な常識の涵養に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

（品位保持）

**第4条** 会員は、その使命に鑑み各自その品位を保持するとともに、常に税理士の社会的信用の向上に努めなければならない。

（所属税理士の業務）

**第6条の2** 所属税理士である税理士会員（以下この条において「所属税理士」という。）が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

（1）所属税理士である旨

（2）その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

（3）その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

（4）自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

3 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名しなければならない。

4 所属税理士は、第2項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名を得なければならない。

5 所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

6 所属税理士は、第1項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

（署名の義務）

**第9条** 会員が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

2 会員が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

（業務委嘱契約）

**第10条** 会員は、委嘱者との業務委嘱契約を忠実に守り、紛議等が生じないように努めなければならない。

2 会員は、委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない。

3 会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

**第12条** 会員は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(使用人等の監督)

**第17条** 会員(所属税理士である税理士会員を除く。)は、税理士の業務に係る使用人等が、会則等に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

(不正な税務代理等の禁止)

**第19条** 会員は、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしてはならない。

2 会員は、自己以外が作成した税務書類について、署名してはならない。

(業務の執行方法)

**第20条** 会員は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(名義貸しの禁止)

**第23条** 会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

(非税理士との関連排除)

**第24条** 会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるとを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

- (1) 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- (2) 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。
- (3) 実質上の使用人となり、又は雇用すること。
- (4) 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- (5) 業務上の便宜を与えること。

(社員の競業の禁止)

**第30条** 税理士法人の社員である税理士会員は、自己若しくは第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

# 日本税理士会連合会 綱紀監察部

担当副会長	田中 一宏 (中国会)
専務理事	加藤 眞司 (東京会)
部長	森 宏一 (東北会)
副部長	鳴島 和昭 (東京会)
副部長	藤本 幸三 (近畿会)
副部長	加藤 浩道 (東海会)
委員	鈴木 一顯 (東京地方会)
委員	小林 孝夫 (千葉県会)
委員	渡邊 典昭 (関東信越会)
委員	鎌田 國義 (北海道会)
委員	益子 光彦 (東北会)
委員	武藤 巖 (名古屋会)
委員	釣 長人 (北陸会)
委員	小田 達也 (中国会)
委員	北山 昇 (四国会)
委員	原 貞二 (九州北部会)
委員	黒田 直 (南九州会)
委員	工藤 金寛 (沖縄会)

## 税理士法違反行為の未然防止に向けて

～名義貸し行為及び業務制限違反等に関する事例～

(税理士が主宰する会計法人を含む)

令和6年12月 発行

編集 日本税理士会連合会 綱紀監察部

発行 日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館8階

TEL : 03-5435-0931 (代)

FAX : 03-5435-0941

# 税理士の品位保持及び非行防止のための 自己チェック・リスト(改訂版)

＜令和6年4月＞

## はじめに

このチェック・リストは、会員の品位の保持と非行を未然に防止するため、綱紀に関連した項目について会員自らが判断をしてチェックしていただくものです。初めに、各番号の項目を見て「YES」又は「NO」のいずれかにチェックをし【解説とポイント】を読んで内容をよく確認してください。

チェックの結果、「NO」に印がついた場合は、業務のあり方について見直しをしていただくことが必要です。

## 項目別目次

■ 税務書類の申告等に関する事項	1 頁
■ 業務に関する事項	2 頁
■ 業務処理に関する事項	3～5 頁
■ 事務所の設置等に関する事項	5～6 頁
■ 使用人の監督等に関する事項	6 頁
■ 税理士会に関する事項	7 頁

## 「税務書類の申告等に関する事項」

- 1 申告書等の作成税理士名の欄には、ゴム印でなく自署していますか。また、ICカードは自らが管理していますか。

しています      していません  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

ゴム印やコンピュータによる印字は、「署名」ではありません。

税理士が税務書類を作成したときは、申告書等に「署名」しなければならない旨規定されていますが（税理士法（以下、法）第33条及び第33条の2）、ゴム印の押印やコンピュータで印字することは「記名」であり、「署名」ではありません。非税理士排除の観点からも、必ず自署するようにしてください。

また、電子申告で使用するICカードについても必ず自らが保管し、使用人等に管理させたりすることのないよう十分に留意してください。

- 2 資格を持たない者が作成した申告書等に署名のみしていませんか。

していません      しています  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

資格を持たない者が作成した申告書等に署名だけするのは、「名義貸し」です。

無資格者が作成した申告書等を検算して確認しても、それは税理士が税務書類を作成したことにはなりませんので、その申告書等に税理士が署名すれば、無資格者への名義貸しになります（法第37条・第37条の2・第48条の16・第52条・第53条）。

実際このような形で、非税理士に名義を貸していた会員が、税理士業務の停止の懲戒処分を受けています（法第37条違反・第37条の2違反・同第46条該当）。

- 3 社員税理士が直接、納税者から依頼を受け税務書類を作成していませんか。

していません      しています  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

他人の求めに応じて、税理士業務を行うことができるのは、開業税理士及び税理士法人です。

社員税理士は、他の社員の承諾の有無に関わらず、税理士法人の社員が個人として税理士業務を行うことはできません（法48条の14）。

- 4 申告書等に税務代理権限証書を添付していますか。

しています      していません  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

「税務代理権限証書」は、税理士又は税理士法人が行う税務代理が適法な権限に基づくことを証する書面です。

税務代理権限証書は、税理士又は税理士法人が適法な権限に基づいて税務代理を行うことを明らかにするものですので、税務代理をする場合には、申告書等に添付するなどして、必ず税務官公署に提出してください（法第30条・第48条の16）。

なお、相続税申告の場合、相続人ごとに必要になりますので、留意してください。

## 「業務に関する事項」

### 5 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行う場合、使用者である税理士又は税理士法人から承諾を得ていますか。

得ています 得ていません  
( YES  ・ N O  )

#### 【解説とポイント】

所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行う場合は、使用者である税理士又は税理士法人からの承諾が必要です。

税理士法改正により、平成 27 年 4 月 1 日から従前の「補助税理士」は「所属税理士」へと区分が変更となり、従前のおおりの直接受任しない場合の他の税理士または税理士法人の補助者として税理士業務を行うことができるほか、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務を行うことができるようになりました（税理士法施行規則（以下、施行規則）第 8 条）。

なお、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行う場合は、その都度、あらかじめ、使用者である税理士又は税理士法人（以下、「使用者」という。）の書面による承諾を得なければなりません。

その他、下記要件の対応が必要となります（施行規則第 1 条の 2、関東信越税理士会綱紀規則（以下、規則）第 6 条の 2）。

- 1 委嘱者に対しては、使用者から承諾を得たことを証する書面の写しを添付し、所属税理士である旨、自らの責任において委嘱を受けて業務に従事する旨等の説明が必要です。
- 2 委嘱者に対して説明を行った場合には、その旨を記載した書面に委嘱者から署名を得る必要があります。
- 3 委嘱を受けた業務が終了したとき又は使用者から承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、使用者に対して書面による報告が必要です。

### 6 委嘱者と業務委嘱契約を締結する際、契約書を作成していますか。

しています していません  
( YES  ・ N O  )

#### 【解説とポイント】

委嘱者とのトラブルの未然防止の観点から、契約書を作成しておくことが必要です。

契約書は契約内容（業務範囲）を明確にするだけでなく、委嘱者に説明責任を果たすため必要不可欠なものであります。

税理士は税務の専門家として、依頼者よりその知識、経験において優位な立場にあるため、高度な善管注意義務が課せられます。契約は口頭ではなく書面を作成し、契約期間、業務の範囲、報酬等を明確に表示することで、委嘱者の精神的・経済的負担を軽減し、委嘱者の保護に資することになるので、契約内容については委嘱者が理解できるよう十分な説明が必要です。

なお、業務内容に専門外の要素がある場合は、他の専門家と連携する旨を表示し、かつ、その費用負担者を明示することも必要です。

## 「業務処理に関する事項」

### 7 税理士業務を行う際は会員章（税理士バッジ）を着用していますか。

しています  していません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

会員章(税理士バッジ)は、「税理士のしるし」です。業務を行う際は必ず着用してください。

税理士会員は、納税者と接するときなど税理士業務を行うときは、税理士であることを証する会員章(税理士バッジ)を常に着用しなければなりません。亡失・損壊した場合には、本会で速やかに再交付申請手続きをしてください(関東信越税理士会会則(以下、会則)第45条、規則第8条)。

### 8 税務調査の立会いは、税理士自身が行っていますか。

行っています  行っていません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

「税務調査の立会い」は、税理士しかできません。

税務調査の立会いは、税理士業務である税務代理のひとつであり、調査官に対して意見を述べたりすることは、納税者の「代理人」として「税務官公署の調査」に関し「主張若しくは陳述」することであり(法第2条第1項第1号)、税理士しか行うことができません。

事務所職員が税理士とともに調査に臨場し、帳簿書類の説明等を行うことは差し支えありませんが、税理士法にいう「税務代理(税務調査に関し、調査官に主張、陳述することなど)」を行うことはできません(法第52条)。こうしたことから、事務所職員が単独で調査に臨場することは、法違反に繋がりがかねないので、絶対に行わせないでください。

### 9 税理士証票を税務調査立会い時に提示していますか。

しています  していません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

税務調査立会い時には、調査官の要請がなくても、自ら税理士証票を提示してください。

税務調査において、立会者が適法な権限に基づき税務代理を行う者であることは、申告書等に添付して提出した「税務代理権限証書」及び調査当日立会者(税理士)が税理士証票を提示することにより証明されることになります。したがって、調査官の要請がなくても、自ら積極的に提示するようにしてください(法第32条)。

なお、名刺では代用できませんので、必ず「税理士証票」を提示してください。

### 10 顧問先へは、職員のみではなく税理士が定期的に訪問するなど、信頼関係の保持に努めていますか。

しています  していません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

顧問先へは、(契約を締結している)税理士自身が定期的に訪問しましょう。

顧問先に税理士が定期的に訪問することにより、信頼関係の保持や職員監督の一助になります。税理士自らが訪問せず、顧問先との連絡調整を職員に任せきりにしたことから、職員がその顧問先の不正経理に加担したことに気付かず、使用人等監督義務違反(法第41条の2・第48条の

16) として、近年では税理士業務停止の懲戒処分を受けた事例があります。

また、税理士が訪問不足や説明不足であったため、指導遅滞を責められ不正に加担してしまった事例もあります。

## 11 税理士業務に関する帳簿（税理士業務処理簿）を作成していますか。

しています  ・ していません   
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

税理士及び税理士法人は、税理士業務に関して帳簿(税理士業務処理簿)を作成し、記録を残す義務があります。

税理士(税理士法人)は、その行った税理士業務に関し、委嘱者別かつ1件ごとにその内容及びてん末を記載した帳簿(税理士業務処理簿)を作成しなければなりません(法第41条・第48条の16)。最近、税理士業務の停止等の懲戒処分を受けた者の処分理由をみると、この帳簿作成を怠ったことが、そのひとつとして挙げられることが多くなっています。

なお、帳簿は本会のホームページ内会員専用サイトからダウンロードすることもできますし、コンピュータで作成、保存することも認められています。

## 12 報酬額について事前に委嘱者に提示、又は計算根拠を説明していますか。

しています  ・ していません   
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

税理士会作成の報酬規定は廃止されました。それぞれの税理士(税理士法人)は、報酬額について事前に委嘱者に提示、又は計算根拠を説明しましょう。

規制緩和等の要請もあり、平成14年4月施行の改正税理士法において、報酬に関する規定が税理士会会則の絶対的記載事項から削除されたことにより、本会が作成する報酬規定はなくなりました。

ただし、委嘱者に対する説明責任として、個々の事務所で報酬規定を作成するなど報酬の算定基準を定め、報酬額を事前に委嘱者に提示し説明するよう努めなければなりません。これを行わないために、納税者とのトラブルを引き起こす例が多くなっています。

## 13 税理士法人以外の法人で税理士業務を行っていませんか。

行っていません  ・ 行っています   
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

税理士法人以外の法人(会計法人等)は税理士業務を行うことはできません。税理士業務は、税理士又は税理士法人しか行うことができません。

事務所職員の福利厚生その他の理由で、自己の税理士事務所(税理士法人)の他に会計法人を併設している会員がおります。そのことだけでは法令等違反に当たりませんが、税理士事務所(税理士法人)において「税理士(税理士法人)」が行うべき「税理士業務」と会計法人で行う、いわゆる「会計業務」とが渾然一体となり、会計法人が税理士業務を行っているとするれば、当該会計法人は法第52条違反に問われることとなります。

## 14 税理士法人と会計法人の業務とで、競業がありませんか。

ありません  ・ あります   
( YES  ・ NO  )

## 【解説とポイント】

税理士法人の社員には、競業避止義務があります。

税理士法人の社員は他の税理士法人の社員にはなれず、また自己又は第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行うことはできません。(法第48条の14)。

例えば、会計業務を行う税理士法人の社員が、個人として会計業務を行うこと又は会計法人の取締役就任すること等は競業に当たり、行うことはできません。

## 「事務所の設置等に関する事項」

### 15 外部に対し、誤解を招くような事務所等を設置していませんか。

していません  ・ しています

## 【解説とポイント】

税理士事務所(本拠)とは、外部に対する表示に係る客観的事実によって判断されます。

令和5年4月施行の改正税理士法において、税理士業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、税理士事務所の該当性判定基準である「設備」、「使用人の有無」といった物理的事実を用いないこととされました。(法第40条第1項)

そのため、税理士の本拠となる事務所以外においても、税理士又は使用人等が業務を行うことが可能となりました。

但し、税理士法第40条第3項により二ヵ所事務所の禁止が明示されていることから、その業務を行う所在が「税理士事務所」と誤認される恐れのある外部に対する表示(看板・ウェブサイト及び契約書への連絡先の記載等)を行ってはなりません。

なお、社員税理士は所属する事務所以外に、所属税理士は従事する事務所以外に自己の税理士業務を行う事務所を設置することはできません(法第40条第4項)。

### 16 税理士事務所に事務所の名称を表示し、本会の会員である旨を掲示していますか。

しています  ・ していません

## 【解説とポイント】

税理士事務所(税理士法人)と明確にわかる表示板等を掲示してください。

自己の事務所が資格を持った税理士の事務所(又は税理士法人の事務所)であることを示すため、事務所の見やすいところ(マンション等で外部の掲示に制限がある場合等は事務所内で構いません)に表示板等を掲示してください。

なお、社員税理士及び所属税理士は自己の事務所がありませんので、掲示の必要はありません。

### 17 税理士法人の各事務所(本店・支店)には、それぞれ社員税理士が常駐していますか。

しています  ・ していません

## 【解説とポイント】

税理士法人の各事務所(本店、支店とも)には、それぞれ社員税理士が常駐する必要があります。

税理士法人は従たる事務所(支店)を設けることができますが、すべての事務所には当該区域の税理士会員である社員税理士を常駐させる必要があります(法第48条の12)。

これは従たる事務所においても社員税理士が業務を執行し、職員の監督に当ることにより、業

務の適正な執行を確保するとともに、納税者との信頼関係を築くための要請です。

社員税理士は同一人が「常駐」しなければならないと解されますので、各事務所間で交代勤務するなどは許されません。

## 18 事務所所在地、住所等の変更登録は済ませてありますか。

しています  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

事務所所在地、住所等が変わったときは変更登録申請が必要です。

税理士となる資格を有する者は、税理士名簿に登録されたときに「税理士」となり、事務所所在地の税理士会に入会し県連及び支部に所属することになります。

税理士は登録された事項（税理士事務所所在地、住所等）に変更が生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければなりません（法第 20 条）。

なお、2 年以上登録の事務所及び住所に所在がない税理士は、所定の手続後、登録が抹消されます（法第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項第 3 号）。

## 「使用人の監督等に関する事項」

## 19 事務所の使用人その他の従業者を監督していますか。

しています  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

税理士又は税理士法人は、税理士業務の適正な遂行に欠けることのないように、当該使用人、その他の従業者を監督しなければなりません。

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けることのないように当該使用人その他の従業者を監督しなければなりません（法第 41 条の 2）。

なお、「使用人その他の従業者」とは、税理士との雇用関係にある使用人（職員・パート・所属税理士）のほか、雇用関係に基づかないものであっても税理士業務に関して税理士の支配、監督権の及ぶすべての者を含むものであり、税理士業務に従事する家族専従者も含まれます。

また、税理士の使用人等に対する監督義務は、使用人等が事務を行う場所によって異なることは無いため、別の所在において業務を行っている等により対面で監督が出来ない場合は、情報通信技術を利用し、以下の方法などで事前及び事後の確認を適切に行わなければなりません。

- ・使用人等と委嘱者との情報通信技術を利用した打合せに参加する方法
- ・使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について確認する方法

## 20 「税理士及び職員等名簿」を事務所に備え置いていますか。

しています  
( YES  ・ NO  )

### 【解説とポイント】

会員は、使用人等の名簿を事務所に備え置く義務があります。

会員は、別に定める細則により使用人等の名簿を作成し、事務所に備えおかなければならないこととなっています（規則第 17 条第 2 項）。

税理士には、使用人等に対する大変重い監督責任が課せられています。使用人等の採用及び離職があったときは、その都度追記し、事務所閉鎖まで保存してください。

## 「税理士会に関する事項」

### 21 税理士会（本会・県連・支部）の会費納入は済ませていますか。

います  いません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

税理士会(本会・県連・支部)の会費は期限までに納入しましょう。

会員には会費等の納付義務があり、財務部からの督促等の手続きを経てもなお、滞納会費を納入しない期間がある場合は、会則第 49 条における会員の処分が行われることがあります。

なお、平成 26 年の改正税理士法により、会費滞納者に対しては財務大臣による懲戒処分も行われることがあります。

### 22 支部において開催される例会に出席していますか。

しています  していません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

支部例会は、税理士会の大切な行事です。

税理士法において税理士会は、原則として一の税務署の管轄区域ごとに支部を設けることを義務づけられております（法第 49 条の 3 第 1 項）。

また、支部例会は、支部規約中に明記されている支部の会議の一種で、例会という名のとおり原則として毎月一度開かれるのが通例です。

この会議は、支部が会員に対し指導・連絡・監督の機能を発揮する支部活動の中で特に重要な会議です。

### 23 税理士会が行う研修を受けていますか。

受けています  受けていません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

税理士会が行う研修を積極的に受けて、資質の向上に努めましょう。

会員は年 36 時間以上研修を受講しなければなりません。社会経済事情の進展に応じて、法律が頻繁に改正されており、税理士業務の円滑適切な運営をするためには絶えず現時点に即応する知識を具備しておく必要があり、税理士に対する納税者からの要請の複雑化・多様化に対応すべく、税理士は、税理士会等が行う研修を積極的に受け、その資質の一層の向上に努めなければなりません。

### 24 税務支援事業に従事していますか。

しています  していません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

税務代理・税務書類の作成・税務相談は税理士にしかできません。

会員は本会が実施する税務支援に従事しなければなりません（規則第 14 条）。税理士会から従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由がないときはこれを拒むことはできません。

以上

## 会員事務所職員の補助業務に関する自己チェック・リスト〔改訂版〕(綱紀監察部)

このチェック・リストは、税理士事務所及び税理士法人の職員の皆さんが、税理士の補助業務を適切に行っているかどうかについて、自分で判断してチェックしていただくものです。

はじめに、各番号の項目を見て「YES」又は「NO」のいずれかにチェックをし、【解説とポイント】を読んで内容をよく確認してください。

チェックの結果「NO」に印がついた場合は、日常の税理士補助業務のあり方について見直しをしていただくことが必要です。

【参考条文】・・・税理士法

### 1 「税理士の使命」とはどのようなことか、また、職員の皆さんはどのような立場で職務を遂行すればよいか知っていますか。

知っています       知りません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

税理士法第1条により、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定されており、職員の皆さんも同様の使命感を持っていただくことが必要です。

税理士制度は、税務に関する専門家としての能力・識見を有する税理士が、納税義務を適正に実現し、これによって申告納税制度の円滑・適正な運営に資することを期待して設けられた制度です。

また、税理士業務は、国家予算の歳入に重要な部分を占める租税収入の確保という公共性の高い使命を負わされているがゆえに、税理士のみ許された独占業務とされています。

職員の皆さんは、日常税理士の補助業務や一般事務に従事していますが、税理士同様、税理士法や税理士会の会則を守り、これらの業務を誠実にを行うことにより、税理士の社会的使命の達成に大きく貢献していることとなります。

【参考条文】

第1条（税理士の使命）

### 2 税理士法・税理士会会則等及び事務所の定める就業規則等をきちんと守っていますか。

います       いません   
( YES  ・ NO  )

#### 【解説とポイント】

職員の皆さんは、日常、税理士の業務を補助する仕事に携わる立場にあり、税理士の監督下に置かれています。

職員の皆さんは、税理士の業務に関する業務補助者として、税理士の指示を受け、その補助業務や一般事務に従事しています。

税理士法では、社会的使命の達成と秩序維持のため、税理士に対して使用人等の監督義務を課しており、職員の皆さんは、就業規則を始めとする通常の執務規律のほか、税理士法・税理士会会則等を守り、税理士業務の社会的公共性を十分に認識したうえで、職務を遂行しなければなりません。

【参考条文】

第2条（税理士の業務）

第41条の2（使用人等に対する監督義務）

**3 正当な理由がないのに、税理士業務に関して知り得た秘密を他人に洩らしたり盗用したりしてはいませんか。**

( いません YES  ・ います NO  )

**【解説とポイント】**

税理士及び職員の皆さんは、業務を遂行するうえで、納税者の所得・財産・債務等のみならず、法人や個人の秘密に関する情報を知り得る立場にあります。

税理士法では、この義務について、守秘義務として特に規定を設け、税理士が委嘱者の許諾等、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は自分や第三者の為に利用することを禁止しており、税理士でなくなった後においても、同様にこれを守らなければならないとされています。

職員の皆さんに対しても、税理士同様、秘密を守る義務について税理士法第54条に定められており、その義務は、職員でなくなった後においても守らなければならないこととなっています。

従って、ある事務所の職員であった者が、退職後に、職務上知り得た秘密を軽々しく口外するような行為があった場合は、税理士法違反として追及されることとなりますので十分留意してください。

**【参考条文】**

第54条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

**4 友人や知人等に依頼されて、自宅等で税務書類の作成等をしていませんか。また、税理士が病気等による長期不在の際、自らが税務書類の作成等をしていませんか。**

( いません YES  ・ います NO  )

**【解説とポイント】**

職員の皆さんであっても、税理士業務の補助を行う際は、税理士と同様、税理士法の拘束を受けることになり、その際、法に違反するような行為があれば、当人はもとより、その雇用主である税理士にまで責任が及ぶこととなります。

職員の皆さんは、税理士事務所における経験や知識を利用すれば、独自に税理士業務に類する仕事ができる立場にあり、例えば、友人、知人や親戚に依頼されて、自宅で税務書類を作成することは厳に慎まなければなりません。

それが親切心から無償で行われた場合であっても、書類の作成が単なる代書でなく、自己の判断と責任においてなされるものであれば、たとえ税理士試験を合格する等により税理士となる資格を有する者であっても、税理士登録がなされていない者が税理士業務を行う、いわゆる「非税理士行為」となり、税理士法違反となります。

税理士法違反に該当する行為のあった者がその後税理士登録申請をする場合、たとえ税理士試験に合格したとしても、登録を拒否されることがあります。

なお、税理士は、税務官公署に提出するために作成した申告書等に署名する義務があります。この場合の署名は自署に限られていますので、職員の皆さんがゴム印等により記名することは法律違反になります。

また、電子申告における電子署名の場合、税理士本人以外は税理士ICカードの使用が禁止されており、職員がICカードを勝手に使用して電子申告をすることはできませんので注意してください。

最後に、所長税理士が病気等により事務所に長期不在となるような状況が生じた場合は、決して自己の判断で税理士業務を行うことがないように、速やかに所長税理士が所属する支部の支部長に連絡・相談するようにしてください。

**【参考条文】**

第52条（税理士業務の制限）

**5 顧問先から脱税に関する相談等があった場合、職員の皆さんは毅然として断ることができますか。また、このことを所長税理士に報告して適切な指示を仰いでいますか。**

( います YES  ・ いません NO  )

**【解説とポイント】**

税理士は、社会・公共的な立場での使命を担っていることから、税理士自身が脱税することや、委嘱者の脱税に加担するような行為は最も厳しく戒められています。

税理士法では、関係条文等で違反行為の内容を詳細に明示し、違反した者に対しては刑事罰も併せて、一段と厳しい罰則規定が設けられています。

不正計算の実例を挙げると次のとおりです。

- (1) 税金を少なくするため二重帳簿等を作成し、虚偽の記載をすること。
- (2) 帳簿に記載された内容が事実であっても、事実を全部記載したものでなく、ある部分を除外して記載すること。
- (3) 課税を免れようとの意図の下に収入の一部を隠匿したり、架空の経費を計上する等事実と相違した過少の所得により確定申告すること。

以上のような不正計算について、意識的に見て見ぬふりをするケースは言うまでもありませんが、通常払うべき相当の注意をしていれば指摘できた誤りを見過ごすことも許されないことになっています。

また、不正計算を知ったときは直ちに是正すべき助言義務があります。

従って、脱税相談等を受けた時はもとより、業務に関して難しい判断を必要とする問題が生じた時は、直ちに税理士に報告して指示を仰ぐことが重要であり、日々、このことを充分念頭において、毅然たる態度で業務に携わっていただくことが必要です。

なお、職員の皆さんの中で、脱税に加担する行為があった者は、たとえ資格を取得しても税理士の登録を拒否されることもあります。

**【参考条文】**

第36条（脱税相談等の禁止）

第41条の3（助言義務）

**6 日常の業務において、所長税理士に対して報告、連絡、相談を的確に行っていますか。**

( います YES  ・ いません NO  )

**【解説とポイント】**

職員の皆さんは税理士の監督下に置かれている立場から、所長税理士の指示に忠実に従って、日常の業務を行わなければなりません。

職員の皆さんが業務を行う中で、どのようにして処理をしたらよいのか等、いろいろな問題が発生してくると思います。

このような問題を含め、税理士の監督の下に置かれている職員の皆さんの立場として、所長税理士に対しての日常業務に関する結果等の正確な報告、必要な事項の早期の連絡、どんなことでも気軽に相談する等について、忠実に守って業務を行うことが求められています。

このことが、日常の業務において問題を生じさせない、爽やかな気持ちで、的確な業務処理を行うことにつながるようになります。

なお、所長税理士と職員の間で「ほうれんそう」がなされていないことにより、所長税理士が職員と納税者との不正行為を見過ごすなどして、近年、所長税理士が財務大臣による懲戒処分を受ける事例が発生しております。

**【参考条文】**

第41条の2（使用人等に対する監督義務）

**7 職員の皆さんは、「職員身分証明書」を日々携行して必要に応じて提示していますか。**

( しています YES  ・ していません NO  )

**【解説とポイント】**

職員の皆さんは、「職員身分証明書」を所持し、必要に応じてこれを提示しなければならないこととなっています。

税理士は、「税理士証票」という、言わば身分証明書に代わるものを所持し、これを日々携行しています。

同様に、職員の皆さんについても、皆さんが勤務する事務所の所長税理士が「職員身分証明書」を発行し、これを職員の皆さんに配布することとなっています。

この「職員身分証明書」は日々携行し、税務官署に出向いた際等に提示を求められた場合は、快くこれに応じて提示をしなければなりません。

これらのことは、非税理士を排除する一つの有効な策ともなっています。

**【参考条文】**

第41条の2（使用人等に対する監督義務）

第52条（税理士業務の制限）

**8 職員の皆さんは税理士会（本会・県連・支部）等が主催する研修会に参加し、常に新しい知識を習得するために努めていますか。**

( しています YES  ・ していません NO  )

**【解説とポイント】**

税理士や職員の皆さんは、税理士会等が主催する研修会に参加して、資質の向上を図るように努めなければなりません。

税理士事務所における業務の相当部分は税法に係るものが多く毎年のように改正がなされています。

また近年、会計制度も年々変転するように、税制以外の諸制度も変化している現状にあります。

このような、社会経済状況の変化に伴い、複雑で多面的な検討が必要となる事例が増加しており、判断ミスにより損害賠償を問われることも多々あります。

**【参考条文】**

第39条の2（研修）



# 税理士の使命と倫理

## 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## 税理士の倫理綱領

- 一、税理士は、職務の公共性を自覚し、独立公正な立場で職務を遂行する。
- 二、税理士は、法令に基づき、納税義務の適正な実現を図り、納税者の信頼にこたえる。
- 三、税理士は、秩序を重んじ、信用を保持し、常に品位を高め、社会的地位の向上に努める。
- 四、税理士は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める。
- 五、税理士は、会則、規則等を遵守し、会務運営に積極的に協力する。

日本税理士会連合会  
関東信越税理士会